

第4節 屋内展示場

屋内展示場とは、物品の普及や販売促進を目的として、物品を陳列して不特定多数の人々に見せる施設です。

屋内展示場には大量の可燃物があり、大勢の人が出入りして混雑することから、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みの全ての行為が禁止されています。

1 禁止される場所と禁止される行為

屋内展示場の用途として使用される場所は、規模の大小にかかわらず全て規制の対象となります。

なお、特定企業などの施設でその企業の製品のみを展示するショールーム、PRセンターなどは禁止される場所になりません。

展示場のうち、喫煙・裸火使用・危険物品の持ち込みが禁止されるのは、「公衆の出入りする部分」です。

指定場所	場 所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
屋内展示場	公衆の出入りする部分	×	×	×

[×：禁止]

(1) 「公衆の出入りする部分」は、展示ブースなどの展示を行う部分のほか、入場者が使用する階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、傾斜路、ロビーなどの部分です。

(2) 次に掲げるものは、「危険物品」に該当する物品であっても必要最小限の範囲であれば規制対象とはされないので、持込みに際しても解除承認の手続を必要としません。

ア 展示品

展示のみで実演を伴わない商品等、容器に密閉されている危険物品

※ 「容器に密閉されているもの」の密閉方法は、危険物関係法令や高圧ガス関係法令などの基準に適合し、容器が転倒した場合に内容物がこぼれたりしないように蓋や栓がされているものをいいます。

- イ 展示のみで稼働を伴わない車両のタンク内の燃料や潤滑油など
- ウ 展示される機器内に密閉状態で内蔵されている潤滑油など
- エ フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油
(揚げ物などで煮沸して使用する油は、規制対象となります。)

- 才 日常の清掃用に使用しているクリーナーなどに使用している危険物品
 力 日常の衛生管理用に手指消毒用アルコール等の危険物品

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識の設け方

標識は、次表の例のとおり、入場者の見やすい箇所に設けます。

標識	設置箇所
禁煙	入場者、利用者用の入口
火気厳禁	
危険物品持込み厳禁	



全面的に禁煙とする場合は、観客に対して館内放送で客席が「禁煙」であることを周知させるとともに、施設側として喫煙者に対する制止を適正に行える管理体制を確保しましょう。

3 解除承認について

(1) 禁止場所と禁止行為

屋内展示場の公衆の出入りする部分では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、止むを得ないと認められた場合には必要最小限の範囲で解除承認を受けることができます。ただし、喫煙行為は安全な基準により設けられた喫煙所以外ではできることとなっているので、解除承認を受けることができません。

指定場所		禁止行為		
屋内展示場	公衆の出入りする部分	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
		×	○	○

「○」は承認可能、「×」は承認不可能を示す。